

軽油引取税の課税免除の特例措置（セメント製品製造業）

対象税目：軽油引取税（地方税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）	○土木・建築用の重要な基礎資材であるセメント製品を円滑に供給することにより、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設を促進し、我が国産業、経済の発展を図るとともに、中小企業であるセメント製品製造業者の経営の安定を通じてこれら産業での雇用の安定を図る。
当該措置の政策体系における位置づけ	○7. 中小企業の発展 (経済産業省政策評価基本計画（令和8年度～12年度） https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/kihon-keikaku/R8_R12seisakuhyoukakihonkeikaku.pdf)

② 現行制度の概要	<p>根拠条文：地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第9項 創設年度：昭和56年 適用期限：令和9年3月31日 事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】</p>							
	<p><地方税法施行令附則第10条の2の2第9項> 9 法附則第十二条の二の七第一項第五号に規定する木材加工業その他の政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。 セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）：セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者の事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p> <p><現行制度の概要> セメント製品製造業を営む者の事業場内において、専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフト等の機械の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき 15,000 円（15円/L）の課税を免除する。</p>							
減収額	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	金額（億円）	5.26	5.20	5.18	5.20	4.44	4.17	

③ アクティビティ	○コンクリート管やコンクリートブロック等のセメント製品は、道路（下水道管含む）や橋、鉄道、空港・港湾等のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。こうしたセメント製品を製造する事業場内使用するフォークリフトやホイールローダー等にはあくまで軽油のみが用いられ、他の動力源に転換することができない。また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業（中小企業比率99%）であり、仮に軽油引取税による課税があった場合にはその負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にあるセメント製品製造業者に自社の経営努力では回避し得ない課税の負担増を取り除き、事業者の経営の安定化と社会インフラ等の整備に必要な不可欠なセメントの安定的供給を図る必要がある。
-----------	---

④ アウトプット	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	件数	879	882	878	877	851	814
	適用額（億円）	5.26	5.20	5.18	5.20	4.44	4.17

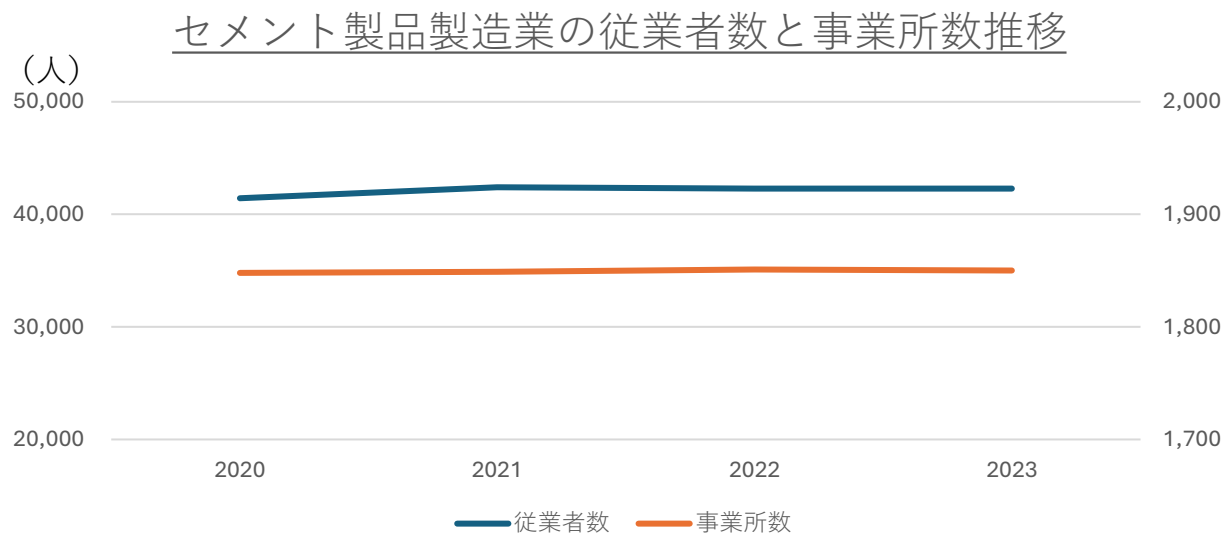
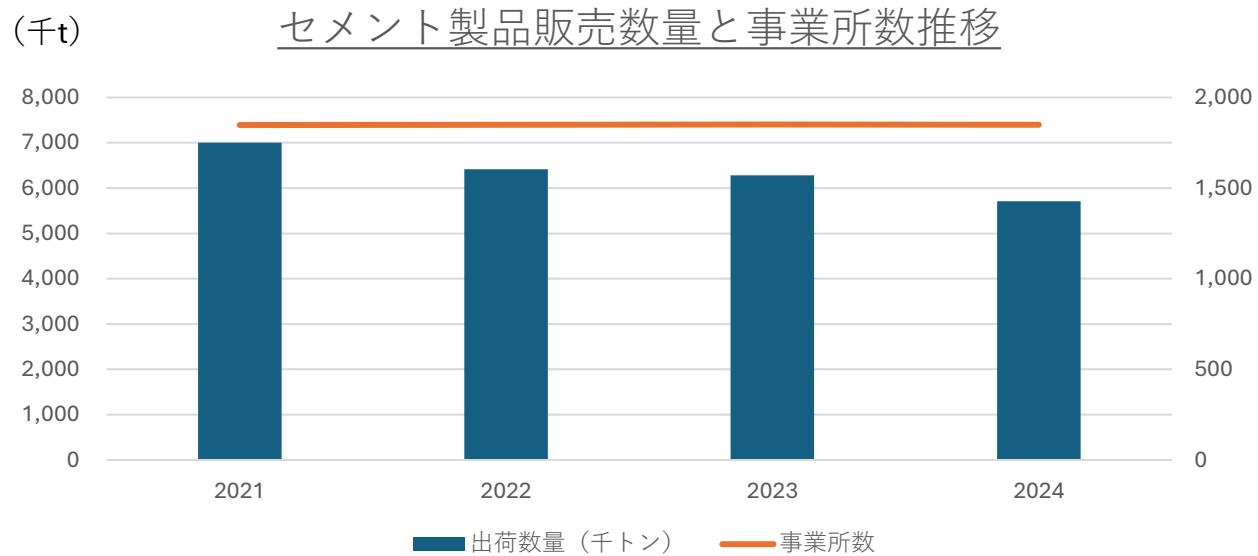
(出所) 総務省「道府県税の課税状況等に関する調」

○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○免税（軽油引取税の課税免除）により、燃料（軽油）のコストが低減
⑤ 短期アウトカム	○セメント製品の製造に係る燃料コストの削減 指標：単位生産量あたりのコスト削減額 目標値：前年同水準の維持（令和5年度：87円/トン） 対象期間：令和6年度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○製造原価低減により事業者の経営安定化を図ることで、地域における雇用維持に繋がる。
⑥ 中期アウトカム	○地域における雇用維持 指標：従業者数 目標値：前年同程度（令和5年度：42,289人） 対象期間：令和6年度～令和8年度
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○雇用維持により地域のセメント製品製造事業者の事業継続、地域におけるセメント製品の安定供給を図る。
⑦ 長期アウトカム	○地域のセメント製品製造事業者の事業継続による地方も含めた日本全体の供給体制の確保（国土強靱化基本計画に基づく） 指標：事業所数 目標値：前年同程度（令和5年度：1,850事業所数） 対象期間：令和6年度～令和10年度

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
経済産業省2024年「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」	事業所数、従業者数を把握するため。（2123コンクリート製品製造業 + 2129その他のセメント製品製造業）
令和3年経済センサス-活動調査 製造業（産業別統計表データ）	従業者数を把握するため。

●分析手法：時系列比較分析
 選定理由：措置実施前後の変化を同一業種内で時系列的に比較することで、本措置による効果の発現状況を把握するため。



○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	<p>○セメント製品の製造に係る燃料コストの削減 指標：単位生産量あたりのコスト削減額 目標値：前年同水準（令和5年度：87円/トン）の維持 対象期間：令和6年度 【参考値】 令和4年度：90円/トン 令和5年度：87円/トン</p>	<p>○地域における雇用維持 指標：従業者数 目標値：前年同程度（令和5年度：42,289人） 対象期間：令和6年度～令和8年度 【参考値】 令和3年度：42,406人 令和4年度：42,285人 令和5年度：42,289人</p>	<p>○地域のセメント製品製造事業者の事業継続による地方も含めた日本全体の供給体制の確保 指標：事業所数 目標値：前年同程度（令和5年度：1,850事業所数） 対象期間：令和6年度～令和10年度 【参考値】 令和2年度：1,848 令和3年度：1,849 令和4年度：1,851 令和5年度：1,850</p>
② 達成できていない場合の要因			
③ 政策効果等	○事業者の経営の安定化に寄与し、国土強靱化等の観点からセメント製品の安定的な供給体制の構築・維持に寄与していることを確認した。		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○補助金や低利融資といったその他の手段は、一定程度資金繰りの改善には資するものの、燃料費という恒常的な事業コストを直接軽減するものではない。他方、軽油引取税の課税免除措置は、重機稼働に不可欠な軽油使用に着目し、課税段階で簡素かつ直接的に負担を軽減できること、燃料費高騰時においても資金繰りの悪化を抑制する効果があることから、他の手段と比較しても相当性が高いと考えられる。		
⑤ 見直しの方向性	○国土強靱化等の観点から、事業者の経営基盤を安定させ、引き続き製品等の安定的な供給体制の構築・維持を果たすため延長を検討。		

主担当部局：経済産業省製造産業局素材産業課
 共管担当部局：